

九州地域エネルギーシステム連絡会設置要領

令和元年6月24日

我が国のエネルギーを巡る情勢は、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の急速な拡大、地政学的リスクの増大、世界的な脱炭素化に向けた取組の進展など刻々と変化している。特に、重要な政策課題である、再エネの主力電源化と柔軟なエネルギー需給構造の構築に向けては、分散型エネルギーシステムの拡大をはじめとした地域レベルでの取組のさらなる推進が必要とされている。

また、安全で安定的、経済的かつクリーンなエネルギーシステムの構築は、地域にとっても、災害時のエネルギー供給確保やさらなる省エネの推進、地域活性化などにも有用である。

特に九州地域は再生可能エネルギーの導入先進地域であり、しかもその導入ポテンシャルはまだなお大きい。他方で、太陽光発電等の出力抑制や系統制約、地域住民とのトラブルなど、様々な課題も他地域に先駆けて顕在化しており、クリーンエネルギーの適正・有効な活用は、地域共通の課題となっている。

こうした状況を踏まえて、平成23年5月に設立された「九州スマートコミュニティ連絡会」を、関係する産学官民の知見と情報を共有・発信し、九州地域におけるエネルギー課題の解決を目指す連携組織「九州地域エネルギーシステム連絡会」に改組し、本設置要領を定める。

（名称）

第1条 本会は、九州地域エネルギーシステム連絡会（以下、本連絡会）と称する。

（目的）

第2条 本連絡会は、九州地域におけるエネルギーに関連する諸課題の解決を目指して、関係する産学官民が有する知見・情報の共有・発信、相互交流及び支援等を推進し、もって、九州地域におけるエネルギー需給の強靱化、省エネルギー及び低炭素社会の推進、地域の活性化等に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本連絡会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （1） 地域におけるエネルギー課題や先進事例、関連政策・市場・技術動向等に関する情報収集
- （2） 連絡会会議、セミナー、講演会の開催、メールマガジンの配信等を通じた上記情報の発信・共有
- （3） 九州地域におけるエネルギー課題の解決に向けた産学官民の実証プロジェクト等の側面支援

(4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 本連絡会は、本連絡会の目的に賛同し、本設置要領の定めに同意する法人及び個人による会員及び事務局によって構成される。

(会員資格)

第5条 会員になろうとする法人または個人は、別に定める入会申込書に必要事項を記載して事務局に提出し、その承認を得なければならない。ただし、令和元年6月21日時点で、九州スマートコミュニティ連絡会会員の地位にあった法人及び個人は、上記入会申込み及び承認の手続きを要しない。

(事務局)

第6条 本連絡会の事務局は、経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境課におく。

(事務局の業務)

第7条 事務局は本連絡会の活動に必要な事務を所掌し、第3条に定める各種事業を実施する。

(本連絡会の運営に関する協議)

第8条 この設置要領に定めることのほか、本連絡会の運営に関する事項は、会員及び事務局にて協議の上、定める。

付則

本設置要領は、令和元年6月24日から適用する。